

日本農村医学会支部・地方会内規

制定 平成12年10月18日

第1条 定款第3条第2項に規程する，日本農村医学会支部及び地方会に関しこれを定める。

第2条 支部は，北海道東北，関東甲信越，北陸東海，西日本の4支部とする。

第3条 支部は，日本農村医学会北海道東北支部，同関東甲信越支部，同北陸東海支部，同西日本支部と称する。

第4条 支部の活動は，日本農村医学会理事会との連携の下に，日本農村医学会の目的及び事業・運営に寄与するものでなければならない。

第5条 支部の構成員は当該地区の正会員および名誉会員とし，支部長をおくことができる。

2 支部長は，日本農村医学会理事会において選出する。

第6条 地方会は，各都道府県単位又は地域単位に設立し，当該地域の農村医学の向上発展につくすことを目的とする。

第7条 地方会は，それぞれ独自に規程を定め組織することができる。

第8条 地方会は，名称に「日本農村医学会」を付すことができる。

第9条 地方会は，日本農村医学会に登録し，承認を得ることを要する。

第10条 地方会は，その活動を日本農村医学会によって何ら制約されないが，日本農村医学会と連携を保つことが望ましい。

第11条 地方会は，その活動記録を日本農村医学会雑誌に寄稿することが出来る。

第12条 地方会の設立及び解散は，速やかに日本農村医学会に届け出なければならない。

附 則

1. この内規は，変更定款が行政庁の変更認可をうけた日（平成13年10月9日）から施行する。

2. この内規は，理事会の議を経て改廃する。